

該当する書類番号を
クリックしてください

【添付書類フロー】

申請対象者	増加理由	異動届提出時の状況		添付書類参照先	
配偶者	結婚	被保険者と申請対象者は同居している	申請対象者は収入がある	申請対象者は過去1年以内に現勤務先以外の勤務歴がある	添付書類（配偶者1）
				申請対象者は過去1年以内に現勤務先以外の勤務歴はない	添付書類（配偶者2）
			申請対象者は収入がない	申請対象者は過去1年以内に勤務歴がある	添付書類（配偶者3）
				申請対象者は過去1年以内に勤務歴はない	添付書類（配偶者4）
		被保険者と申請対象者は別居している	申請対象者は収入がある	申請対象者は過去1年以内に現勤務先以外の勤務歴がある	添付書類（配偶者5）
				申請対象者は過去1年以内に現勤務先以外の勤務歴はない	添付書類（配偶者6）
			申請対象者は収入がない	申請対象者は過去1年以内に勤務歴がある	添付書類（配偶者7）
				申請対象者は過去1年以内に勤務歴はない	添付書類（配偶者8）
	同居	申請対象者は収入がある	申請対象者は過去1年以内に現勤務先以外の勤務歴がある		添付書類（配偶者9）
			申請対象者は過去1年以内に現勤務先以外の勤務歴はない		添付書類（配偶者10）
		申請対象者は収入がない	申請対象者は過去1年以内に勤務歴がある		添付書類（配偶者11）
			申請対象者は過去1年以内に勤務歴はない		添付書類（配偶者12）
	離職	被保険者と申請対象者は同居している	申請対象者は雇用保険受給予定		添付書類（配偶者13）
			申請対象者は雇用保険受給資格なし・受給放棄・受給延長中		添付書類（配偶者14）
			申請対象者は雇用保険未加入		添付書類（配偶者15）
			申請対象者は雇用保険受給中（基本日額3,611円以下）		添付書類（配偶者16）
		被保険者と申請対象者は別居している	申請対象者は雇用保険受給予定		添付書類（配偶者17）
			申請対象者は雇用保険受給資格なし・受給放棄・受給延長中		添付書類（配偶者18）
			申請対象者は雇用保険未加入		添付書類（配偶者19）
			申請対象者は雇用保険受給中（基本日額3,611円以下）		添付書類（配偶者20）
	勤務先変更による収入減少	被保険者と申請対象者は同居している			添付書類（配偶者21）
		被保険者と申請対象者は別居している			添付書類（配偶者22）
	同一勤務先での契約変更による収入減少	被保険者と申請対象者は同居している			添付書類（配偶者23）
		被保険者と申請対象者は別居している			添付書類（配偶者24）

申請対象者	増加理由	異動届提出時の状況		添付書類参照先
配偶者	雇用保険 受給終了	被保険者と申請対象者は同居している	申請対象者は 雇用保険受給終了後 収入がある	添付書類（配偶者25）
			申請対象者は 雇用保険受給終了後 収入がない（無収入）	添付書類（配偶者26）
		被保険者と申請対象者は別居している	申請対象者は 雇用保険受給終了後 収入がある	添付書類（配偶者27）
			申請対象者は 雇用保険受給終了後 収入がない（無収入）	添付書類（配偶者28）

扶養認定添付書類（申請対象者：配偶者）

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者1	結婚	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と申請対象者は同居している（同居日が入籍日より前） ・申請対象者は現在収入がある ・申請対象者は過去1年以内に現勤務先以外の勤務歴がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●戸籍謄本（本書） ※入籍日より5営業日以内に健康保険組合に受付されるようすべての書類を提出できる場合 ※取得に時間がかかる場合は、婚姻届受理証明書（写）を提出し、後日戸籍謄本（本書）を提出 ※3か月以内に交付されたもの ●現勤務先の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●1年以内に離職したすべての勤務先についての以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類
配偶者2	結婚	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と申請対象者は同居している（同居日が入籍日より前） ・申請対象者は現在収入がある ・申請対象者は過去1年以内に現勤務先以外の勤務歴はない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●戸籍謄本（本書） ※入籍日より5営業日以内に健康保険組合に受付されるよう提出できる場合 ※取得に時間がかかる場合は、婚姻届受理証明書（写）を提出し、後日戸籍謄本（本書）を提出 ※3か月以内に交付されたもの ●雇用証明書（本書）または雇用契約書（写） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者3	結婚	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は同居している (同居日が入籍日より前) 申請対象者は現在収入がない 申請対象者は過去1年以内に勤務歴がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●戸籍謄本（本書） ※入籍日より5営業日以内に健康保険組合に受付されるよう提出できる場合 ※取得に時間がかかる場合は、婚姻届受理証明書（写）を提出し、後日戸籍謄本（本書）を提出 ※3か月以内に交付されたもの ●1年以内に離職したすべての勤務先についての以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）
配偶者4	結婚	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は同居している (同居日が入籍日より前) 申請対象者は現在収入がない 申請対象者は過去1年以内に勤務歴はない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●戸籍謄本（本書） ※入籍日より5営業日以内に健康保険組合に受付されるよう提出できる場合 ※取得に時間がかかる場合は、婚姻届受理証明書（写）を提出し、後日戸籍謄本（本書）を提出 ※3か月以内に交付されたもの ●所得証明書（本書）、非課税証明書（本書）等無収入であることが確認ができる書類
配偶者5	結婚	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は現在収入がある 申請対象者は過去1年以内に現勤務先以外の勤務歴がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●現勤務先の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●1年以内に離職したすべての勤務先についての以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類 ●申請対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者6	結婚	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は現在収入がある 申請対象者は過去1年以内に現勤務先以外の勤務歴はない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●現勤務先の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類 ●申請対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出
配偶者7	結婚	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は現在収入がない 申請対象者は過去1年以内に勤務歴がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●1年以内に離職したすべての勤務先についての以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●申請対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出
配偶者8	結婚	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は現在収入がない 申請対象者は過去1年以内に勤務歴はない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●所得証明書（本書）、非課税証明書（本書）等無収入であることが確認できる書類
配偶者9	同居	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は同居している（同居日が入籍日より後） 申請対象者は現在収入がある 申請対象者は過去1年以内に現勤務先以外の勤務歴がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●現勤務先の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●1年以内に離職したすべての勤務先についての以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者10	同居	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は同居している (同居日が入籍日より後) 申請対象者は現在収入がある 申請対象者は過去1年以内に現勤務先以外の勤務歴はない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●現勤務先の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類
配偶者11	同居	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は同居している (同居日が入籍日より後) 申請対象者は現在収入がない 申請対象者は過去1年以内に勤務歴がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●1年以内に離職したすべての勤務先についての以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）
配偶者12	同居	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は同居している (同居日が入籍日より後) 申請対象者は現在収入がない 申請対象者は過去1年以内に勤務歴はない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●所得証明書（本書）、非課税証明書（本書）等無収入であることが確認ができる書類
配偶者13	離職	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は雇用保険（失業給付）受給予定 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●離職票1、2（写） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日離職票1、2（写）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●ハローワークにて手続き後、雇用保険受給資格者証（両面写） ※手続きが終了していない場合は後日提出 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類 ※基本日額3,612円以上の失業給付を受給する場合、受給開始日から扶養減少する手続きが必要です。

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者14	離職	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と申請対象者は同居している ・申請対象者は雇用保険（失業給付）受給資格なし/ 受給放棄/受給延長 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●離職票1、2（本書） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日離職票1、2（本書）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ※受給延長の場合はハローワークにて延長手続き後の離職票の本書を提出（手続き終了後受給延長のゴム印が押印されたもの） ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今年1年間の収入見込み額が確認できる書類
配偶者15	離職	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と申請対象者は同居している ・申請対象者は雇用保険未加入 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日雇用証明書（本書）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類
配偶者16	離職	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と申請対象者は同居している ・申請対象者は雇用保険（失業給付）受給中 【基本日額3,611円以下】 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●雇用保険受給資格者証（写） ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者17	離職	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は雇用保険（失業給付）受給予定 	<p>●健康保険被扶養者認定申請書</p> <p>●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの</p> <p>●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの</p> <p>●離職票1、2（写） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日離職票1、2（写）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） 失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） 雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） <p>●申請対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出</p> <p>●ハローワークにて手続き後、雇用保険受給資格者証（両面写） ※手続きが終了していない場合は後日提出</p> <p>●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）</p> <p>●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類 ※基本日額3,612円以上の失業給付を受給する場合、受給開始日から扶養減少する手続きが必要です。</p>
配偶者18	離職	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は雇用保険（失業給付）受給資格なし/受給放棄/受給延長 	<p>●健康保険被扶養者認定申請書</p> <p>●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの</p> <p>●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの</p> <p>●離職票1、2（本書） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日離職票1、2（本書）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） 失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） 雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） <p>※受給延長の場合はハローワークにて延長手続き後の離職票の本書を提出（手続き終了後受給延長のゴム印が押印されたもの）</p> <p>●申請対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出</p> <p>●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）</p> <p>●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類</p>

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者19	離職	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と申請対象者は別居している ・申請対象者は雇用保険未加入 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日雇用証明書（本書）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●申請対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類
配偶者20	離職	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と申請対象者は別居している ・申請対象者は雇用保険（失業給付）受給中 【基本日額3,611円以下】 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用保険受給資格者証（写） ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●申請対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者21	勤務先変更による収入減少	・被保険者と申請対象者は同居している	<p>●健康保険被扶養者認定申請書</p> <p>●世帯全員分の住民票（本書）</p> <p>※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの</p> <p>※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員分の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出</p> <p>●現勤務先の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）</p> <p>※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可</p> <p>●前勤務先の雇用保険離職票1、2（本書）または雇用保険受給資格者証（本書）、未加入の場合は退職日のある雇用証明書（本書）</p> <p>※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） <p>※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）</p> <p>●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）</p> <p>●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類</p>
配偶者22	勤務先変更による収入減少	・被保険者と申請対象者は別居している	<p>●健康保険被扶養者認定申請書</p> <p>●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書）</p> <p>※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの</p> <p>●戸籍謄本（本書）</p> <p>※3か月以内に交付されたもの</p> <p>●現勤務先の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）</p> <p>※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可</p> <p>●前勤務先の雇用保険離職票1、2（本書）または雇用保険受給資格者証（本書）、未加入の場合は退職日のある雇用証明書（本書）</p> <p>※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） <p>※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）</p> <p>●申請対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写）</p> <p>直近実績6か月分</p> <p>※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出</p> <p>●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）</p> <p>●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類</p>

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者23	同一勤務先での 契約変更による 収入減少	・被保険者と申請対象者は 同居している	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 <ul style="list-style-type: none"> ●変更後の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 <ul style="list-style-type: none"> ●離職票1、2（本書） ※契約変更により雇用保険の資格が喪失した場合のみ <ul style="list-style-type: none"> ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類
配偶者24	同一勤務先での 契約変更による 収入減少	・被保険者と申請対象者は 別居している	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの <ul style="list-style-type: none"> ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの <ul style="list-style-type: none"> ●変更後の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 <ul style="list-style-type: none"> ●離職票1、2（本書） ※契約変更により雇用保険の資格が喪失した場合のみ <ul style="list-style-type: none"> ●申請対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 <ul style="list-style-type: none"> ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類
配偶者25	雇用保険受給終了	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と申請対象者は同居している ・申請対象者は雇用保険受給終了後収入がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険受給資格者証（本書） ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証の（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出 <ul style="list-style-type: none"> ●現勤務先の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 <ul style="list-style-type: none"> ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類
配偶者26	雇用保険受給終了	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と申請対象者は同居している ・申請対象者は雇用保険受給終了後収入がない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 <ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険受給資格者証（本書） ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
配偶者27	雇用保険受給終了	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と申請対象者は別居している ・申請対象者は雇用保険受給終了後収入がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用保険受給資格者証（本書） ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証の（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出 ●現勤務先の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●申請対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類
配偶者28	雇用保険受給終了	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と申請対象者は別居している ・申請対象者は雇用保険受給終了後収入がない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用保険受給資格者証（本書） ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証の（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出 ●申請対象者に送金していることが確認できる振込明細書等の証明書（写） 直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出